

(第一類 第五十七回国会)

大 咲 委 員 会 錄 第 三 号

昭和四十二年十二月十五日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 小沢 辰男君

理事 原田 憲君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 足立

理事 平林 小峯

理事 竹本 笹山茂太郎君

理事 松平君

理事 毛利 孙一君

理事 剛君

理事 一平君

理事 金子 一平君

理事 平林君

理事 竹本君

理事 大村君

理事 裏治君

理事 兵輔君

理事 鯨岡君

理事 河野君

理事 西岡君

理事 村山君

理事 達雄君

理事 昌雄君

理事 喜一君

理事 広沢直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省關稅局長

大蔵省國有財產局長

農林省農政局參事官

食糧廳業務第二部長

専門員 抜井光三君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省關稅局長

大蔵省國有財產局長

農林省農政局參事官

食糧廳業務第二部長

専門員 抜井光三君

委員外の出席者

十二月十五日  
委員広瀬秀吉君及び西村榮一君辞任につき、そ

の補欠として柳田秀一君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として広瀬秀吉君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十四日  
公認会計士特例試験延長等反対に関する請願外二件(佐々木秀世君紹介)(第一八八号)  
ガス器具及び石油器具の物品税減免に関する請願(村山達雄君外一名紹介)(第四〇二号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
取引所税法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第七号)

本日の会計に関する件  
税制に関する件  
関税に関する件  
金融に関する件

税制に関する件  
関税に関する件  
金融に関する件

○内田委員長 これより会議を開きます。  
取引所税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。  
広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 まず最初にのみ行為について、これは正確につかめるのかどうか、つかんでいるのかつかんでいないのか、ずいぶん多いのか、のみ行為の犯したことに対する検査、それからその税額なんかお知らせいただきたいと思います。  
○吉國(一)政府委員 ただいまお尋ねがございましたのみ行為につきましては、たくさんあるかどうかというお話をございますが、その前に、つか

まえている実績があるかどうかという点から申しますと、毎年数件ずつ検挙をいたしております。四十一年度は、徴収いたしました税額が約二百二十万円ほどでございますが、そういう点から申しますと、非常に例外のように見えますけれども、実際にばかり多いといわれております。ただ御承知のとおり、税務署の体制では現在のみ行為を追っかけるまで十分にまだ手が回っておりません点がございます。そういう点から申しますと、検挙件数は少ないけれども、のみ行為 자체が行なわれてることについては、かなり多いというふうに聞いております。その検挙をしたものの中に、は、警察当局から背任その他で見つかって回ってきたものもございます。そういう意味では、税務署の体制としてはのみ行為を十分つかまえるところまではいっておりませんが、かなりの数だということは申し上げられます。

○広沢(賢)委員 私が聞いているんでも隠然たる無数ののみ行為が行なわれている。それから大手十数社でも会社内で操作して取引所に届けないケースとか、それからお客様におだてて五百円買わして、それで三、四ヵ月先の見通しに明るいですから、そこでお客様に損させるような行為をして、結局お客様が統かないから証拠金はすっててんになる、こういうようなことが依然として行なわれておる。そういう点についてどういうようにこれを正確につかんだり取り締まつたりすることを考えておりますか。

○吉國(二)政府委員 商品取引所自身のそういう監督は、御承知のとおり商品取引所の扱う商品によりまして通産省、農林省になっております。私どもといたしましては課税の面だけやっておりますので、そういういろいろな問題、実は課税の面であらわれてきていますけれども、これを取り締まるという体制ではないわけです。

○広沢(賢)委員 証券取引所もそうですが、この商品取引所法の改正でいろいろ大衆にとって不満な点がやや改善されてきてるというあとは私たちも認めます。ところが、一番初めおっしゃったとおり、のみ行為はなかなかつかめないというのですね。これについてやはり犯罪、たとえばさつき言われた件数でも非常に少ないと思うのです

が、では大蔵省としてはその税金をつかむやうに方について何かさらにもう一歩ござりますか。

○吉國(二)政府委員 実は、ある意味ではこれは

税務行政としてもかなり盲点かと思う点がござります。御承知のとおり取引所税法は清算取引に対して課税をいたします。そういう関係で戦後は証券取引所が実物取引になりましたし、御承知の信用取引も資金の貸借はございますけれども、取引は实物であるというようなことで証券取引所が全部はずれてしまいまして、現在商品取引所だけになつております。商品取引所は各地に散在をいたしておりますが、その取引所の性質上各税務署にあらいう性質のものではございませんので、ややその辺の調査等においては十分習熟していない点があるかと思います。現在、東京国税局等ではかなりこの部面について研究を始めておりますが、あまり不当なものが横行するようでは税の面でも困ります。今後努力をしていくよにつとめていきたいというふうに考えております。

○広沢(賢)委員 東京国税局が盛んに税金を取り立てる——中小企業とか、午後質問しますが、同和信用組合に対するたいへんな人権をじゅうりんするような行為を行なつて、それで税の取り立てを強化している。こういう問題についてはきびしいけれども、一番大衆的なお客様を困らせる、それからお客様をおだてたりおどかしたりする、先の見通しが専門家だから明るいために、こういう者がそらじゅうにいる。のみ行為が無数にある。こののみですね、これについて研究中だといふんではやはり片手落ちで、こういう者こそほんとうに取り立てる、それから取り締まることをやることが一番大切なと思います。その点を要望して質問を終わります。

○武藤(山)委員 ちょっと関連。主税局長、かつて大蔵大臣が、各省の連絡不十分のために、こういふ手違ひをしたといふけれども、どういう不十分さがあつたのですか。本来ならこの前の法律のとくに附則に載せるつもりだったというのが落ちた、その一番の原因は何ですか。

○吉國(二)政府委員 率直に申し上げますと、御承知のとおり、大きな法律で全文改正とか大改正をいたしましたと関連法律の整備をはかるわけですが、非常に大きい場合に

あります。所得税法のようには非常に大きいかと思います。所得税法の改正に伴う関連法律の整備に関する法律まで出してやるわけでございますが、それほど関連法律が多くないときには御承知のとおり附則で直すということになるわけであります。内輪のことを申し上げて恐縮でございますが、私も法律をいじりますときには、大体関係のありそうな役所に問い合わせをするわけであります。あなたのはうの法律を自動的に附則で直すものがあるが、どうかということで問い合わせる。また、私どももしよつちゅう問い合わせを受けるわけであります。たとえば税制二課などは間接税、印紙税を扱っておりますし、三課は登録税を扱っておりますから、このごろは何か法律をつくりますと必ず登録税の免稅とか印紙税の免稅というのがあります。それが附則に入るということで連絡があります。この商品取引所においても通産、農林当局からは連絡があつたと思います。事実あつたのであります。ただその場合に、いま私どもしても手落ちかと思いますのは、連絡はなくとも、本来自分の所管の法律に關係のある法律が動かされそだだというときには、自分から進んで検討しておべきであります。ただ当時、御承認のとおり登録税、印紙税というものの大改正をやつておった時期でござりますので、税制二課といたしましては、非常に低いところは非常に低いということを申し上げておきます。先ほど広沢先生からお話をございまして、仲買いが何しろ対象が幾らあるかわからぬのでありますから比較はできませんが、ほんとうのところは非常に低いということを申し上げておきます。先ほど広沢先生からお話をございまして、仲買いが非常に顧客をいじめたりなにかするようなことをほうつてあるのはいかぬというお話をございましたが、この直接税のほうの課税は非常に強くやつております。架空名義や何かで不当な利益を得ておられます。架空名義や何かで不当な利益を得ておられる分は、たとえば一件、昨年は査察事件として一課や三課というようなところは事実附則で直っておりますので、二課だけはどうだというおしかりを受けますとまことに申しわけないのでございますが、そういうまことにやむを得ざるミスと申し上げるよりしかたがないの

あります。

○武藤(山)委員 これはまあ大蔵省のミスとすることで、かつて大臣が一応承認しましたから、われわれは了承するという前提でこの法律案には賛成をいたすわけであります。昭和四十年に十四万四千円の脱税捕捉ですが、四十一年は二百四十四万円になつておりますね。一挙に十四万から二百四十四万円になつたということは、のみ行為が横行し出したのか、それとも大蔵省の捕捉の調査の方法がうまくなつてきたのか、急に税額が十四万四千円から二百四十四万にふえた理由を一つ。

それから、実際のみ行為が行なわれている数の捕捉率というのは一休どの程度になつてゐるのだろうか。これはほんとうの推量になるわけですが、その二点だけ答えたら、ひとつ勢ぞろいしたようですから質問を終ります。

○吉國(二)政府委員 御質問の第一の点は、これはのみ行為をやっている人は、相当に大規模にやつてゐる場合がございます。大きいのが見つかつたのがむしろ四十一年でございまして、のみ行為の横行の程度は同じだと私は思つておりますから、このごろは何か法律をつくりますと、そこまで、農林省と通産省、大蔵省、三省の間で、証券に對してもあれほどいろいろ厳格な改正を行ない、投資者保護をやつておきますが、その二点だけ答えたら、ひとつ勢ぞろいしたことがあります。そこで、農林省と通産省、大蔵省、三省の間で、証券に對してもあれほどいろいろ厳格な改正を行ない、投資者保護をやつておきますが、その二点だけ答えたら、ひとつ勢ぞろいしたことがあります。したがつて、取引者が不当な不利益を受けないような制度の検討をぜひ三省の間でしていただきたい。強く要望をしておきますが、副大臣の御見解をちよつと承りたいと思います。

○會成政府委員 御指摘のような点があることも私伺っております。したがいまして、関係各省よく協議いたしまして、十分御趣旨に沿うようにいたしたいと思います。

○内田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○内田委員長 本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたしました。本案は原案のとおり可決いたしました。  
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報生書は附録に掲載〕

○内田委員長 次に、國の会計、關稅及び金融に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山（喜）委員 先般、この委員会におきまして武藤君のほうから質疑がなされましたが、日本貿易銀行の第二会社といわれておられます日本貿易銀行のほうから質疑がなされましたが、日本貿易銀行のほうから質疑がなされましたいわゆる合

用株式会社の問題に対しまして、國の出資額が四万二千八百三十株もある。この会社の実態は、当初の設立の趣旨から見てまいりますと、御承知のように、中小企業及び中小貿易業者の味方となるよう、東南アジア諸国との貿易促進、経済提携の窓口機関となつて日本經濟の發展に奉仕しようとするものであるという趣旨のもとに設けられたわけですが、今日の經營の実態を見てまいりますと、町の高利貸しの金融機関と何ら変わりがない実態であります。そういうような状態でありますから、國が、皇室の残余財産であるとはいひながら、こういうような大株主として、第一の大株主は協和商工信用株式会社であります、第二の大株主として政府が四万二千八百三十株も出資をしているということはきわめて不當である。だから、このいわゆる株式については売却をすべきであるという要求がなされて、それに対しまして大蔵当局のほうから、そのとおり考へるので、これについてはすみやかに処理をしたいという旨の答弁がなされております。したがいまして、私は、本日は時間がありませんので、この日本貿易信用株式会社に関する問題あるいはこれに関連をする一連の台灣銀行の残余財産の問題等に関する問題については、次の通常国会のときにいろいろ質疑をいたすことにしてしまして、先般、武藤君のほうから指摘をされましたその株式処分がどう

その後の処分の経緯を申し上げますと、九月にちょうど千株処分いたしております。それから十月は入札をいたしましたが、落札がございませんでした。十一月に三百株、十二月になりましたして六百株、合計一千九百株を処分いたしております。(武藤)山委員「金額は」と呼ぶ) 金額は、九月ごろ約六百円しておりましたが、その後逐次株価が下がっている傾向があります。十二月になりましたして約五百二十円程度でございます。処分金額は総額一百万円ちょっとでございます。

○村山(喜)委員 最近の株価が市場株にいたしましても低落きみである中において、これは店頭銘柄でありますから、なかなかうまくさばけないのでどうと思うのであります。どういうやり方でこの解消をやつておられるのですか。いわゆる入札方式をとられているやにも承るのですが、この日本貿易信用株式会社の株だけはどうもお客様の寄りつきが悪いということも聞くのであります。が、きわめて少量の株しか入札に付していない。そしてしかも、それが落札されるのはその中においてもきわめて少數である。ところが、会社の配当を調べてまいりますと、せんだったては一割三分も配当している。今期もまた一割配当がでるという状態であるにもかかわらず、なおこういうような状態であるということは、しかも落札格というものが非常に低いということを考えま

う株価の状況等を見ながら逐次処分してまいります。したがいまして、そういうわけでございます。したがいまして、そちらの状況を勘案いたしまして、今後の処分方針等も考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

○村山(高)委員 今度の行政機構の改革に伴いをして、国有財産局はこれを廃止するということになると、やに承るのであります。そういうふうになつた場合には、この問題は理財局のほうに移るのじゃなかろうかと思うのであります。そうなると、担当は一体どういうふうになります。明確か。その責任の所在はこれは将来にわたって明確にしておかなくてはならぬと思いますので、その将来のあり方について、責任の所在についてお答えを願いたいと思います。

○大村政務官 本件の株式は、現在関東財務局で保有しておりますので、処分も関東財務局がしておるわけでございます。今般の一省一局削減にございまして、国有財産局と理財局が統合してまいりうることでございますが、行政の機能自身は存続してまいるわけでございますから、こういう方針につきましては変わらない、かよう御了解いただきたいと思います。

○村山(高)委員 じゃ、この問題はまたこの次に持ち越して質疑をいたしたいと思います。  
きょうは、いま当面しておりますいわゆるで

にいたしまして、昭和三十五年が三十三万ヘクタール全国にありまして、それがことしになりますと二十一萬ヘクタールに減少をしておるのであります。しかも生産量は、三十五年が六百二十八万トンあったものが、ことしになりますと四百二十万トンしか予想ができない、こういうような状態でありますし、北海道産のベレイシヨンにしても同じような傾向をたどつておるわけでございます。しかも、工業用でん粉の需要はますます増大をし、年々着実にふえて、ことしは百二十六万トンも必要であるといわれておる。これに対しまして供給としましては、カンデンは昨年五十四万トンの供給ができましたが、ことしは農林省の見通しによりますと、四十八万トンしか供給ができるない。したがつて、第一次関税分のコンスの輸入をとりましても、これがことしは四十万トンを輸入しなければならないというような情勢であります。そこで、このようにでん粉の需要は年々着実にふえているにもかかわらず、生産、作付、生産量ともに低下は著しいものがあるわけであります。一体これはどういうような理由に基づいてこのような情勢になつてきただのか、この点について農林省からお答えを願つておきたいのであります。

本日はお聞きをしておきたいと思うのでございま

○大村政府委員

て御説明を願いたいと思ひます。

すと、一体四万二千八百三十株もある株をいつ  
でに皆さんは処理していかれるつもりであるの  
か、それについての見通しはどうなのが、これにつ  
いて説明を願っておきます。

粉の問題につきまして質疑をいたしてまいりたいと思うのでござります。

政務次官は農政通でもありますし、イモの主産地帯でもございますから、カソンショの問題、バレ

粉の問題につきまして質疑をいたしてまいりたいと思うのでございます。

年々、ただいま先生御指摘なさいましたように、われわれ農林省いたしましてイモの生産につきましては生産奨励を含めまして、なおそのほかにわれわれのほうでは農産物価格安定法に基づく、農民のでありますイモについて価格安定を期しまして最低基準価格を設け、買い入れの価格を公示しておりますのであります。最近の五年間ほどの傾向は、日本農業におきましても深刻なる労働力不足とかその他、さらに果実とか野菜とかいうほうへの転換もありまして、年々イモの生産は減少してまいっておりますが、むしろバレイショにつきましては、北海道では横ばいといふよりも多少増産して、また、カンシヨーでん粉につきましては、御指摘のように表日本の東海道筋からは年々土地改良事業の発展とともにイモが減産してまいります。また、カンシヨーでん粉につきましては、御指摘のように表日本の東海道筋からは年々土地改良事業の発展とともにイモが減産してまいります。また、カンシヨーが相当残つておるというふうに理解しておる次第でございます。

○村山(喜)委員 結局農安法に基づいて基準価格

が設定されました。しかし昨年は三十四円、ことしは三十六円ということで基準価格は設定をされておりますが、いまの反当収量から見まして、現在では大体九州方面、特に南九州を中心にしてカンシヨーが相当残つておるというふうに理解しておる次第でございます。

○村山(喜)委員 結局農安法に基づいて基準価格

が設定されました。しかし昨年は三十四円、ことし

は三十六円ということで基準価格は設定をされて

いるわけであります。いまの反当収量から見ま

して、これでは、イモをつくつておったつて、生

産性の上から見ても、価格の上から見ましても、

どうも引き合わないということで、だんだんにつ

くるのが減ってきたのじやないか。そしてそのた

めに品薄になりましたから、昨年あたりは基準価

格よりも上回つて取引がされた。そしてできたで

ん粉は割高になりますから、それを守るために、

勢いでんとあるいはコーンスターク等を抱き合

わせてその市況の切り抜けをはからなければな

らなかつたということも聞くのであります。い

わゆることしのイモ価格の状態あるいはでん粉価

格の推移を見てまいりますと、基準価格すれすれ

のところで買入がなされておる。場合によつ

ては、ところによつては、仲買人の買いたきに

よりまして、イモ作農家は基準価格以下で買いた

かかれている。こういうような状態がもう現実に

おいで出ているわけであります。農林省としては、これに対し今後どういうような対策を考えておいでになるのか、その点についてお答えをお願つておきたいのであります。

○荒勝説明員 ただいま御指摘のように、ことしの秋からのカンシヨーでん粉の傾向等の話につきましては、南九州のいわゆる鹿児島・宮崎の両県においては、北九州のほうのカンシヨーが非常に大きましても、北九州のほうは比較的に、むしろ増収ぎみでございまして、作況指数等も平年作を多少上回つておきまして、大減産したにもかかわりませず、南九州のほうは比較的に、むしろ増収ぎみでございまして、作況指数等も平年作を多少上回つておるのでなかろうか、こういうふうに私のほうは判断しているわけでございますが、それに引きかえまして、この二、三年来、カンシヨーが高くきていたことは、相当多数でん粉工場が休業された。ある地区によりましては三分の一以上の休業者が出て、そういうようなこともありますして、地域的には、場所によりまして多少需給のアンバランス、いわゆるカンシヨーの過剰ぎみが出たことも事実でござります。その結果、この十一年前後のイモの出回り期には非常なラッシュになりまして、あるいは基準価格を割りそうな気配さえ示してきたこともたゞいま御指摘のとおりでございます。それにつきまして私のほうでござります。それにつきまして私のほうでも、農安法に基づきまして、関係都道府県知事にも厳重に依頼いたしましたとともに、でん粉業者あるいは農協等にも非常に強く要望いたしまして、カン・バ一体というのがわれわれの考え方であります。それでございまして、需要のほうにつきましては、大体九万六千トン、約十万トン弱、こう置きましたが、それを三、四万トン、そのほか多少二千トン、これはでん粉をつくるのが目的ではございませんで、ふをつくります副産物として小麦粉でん粉ができるというので、八万四千トン、これは大体昨年並みに置いております。そのほかに、

今後問題になるかとも思います。いわゆる輸入

トウモロコシからつくりますコーンスタークを大

きづつもあります。それは外でん並びにコーンスタークを大

○村山(喜)委員 私はそれを聞いているのじやない。用途を聞いているわけじゃないんで、昨年は十万六千トンの抱き合わせをやられたというふうに聞いているが、ことしは一休その計画はどういうふうになっているのかということをお尋ねしているわけです。

○荒勝説明員 抱き合せのほうは、昨年は大体いま先生の御指摘のようでございます。ことしのでん粉の生産状況は大体先ほど申し上げたとおりでございますが、そのでん粉のさらにな後に価格の推移といつものが非常にわれわれとして問題になるわけでござります。それで御承知のよろしくて、でん粉は国民の生活必需品であるにもかかわりませんか、投機的な面がございまして、非常に価格の変動の上下が激しい商品でございまして、きのうまで足りないかと思うと、急に余るのだという説が出てきたり、なかなか価格変動が激しくて、十分あすのことが予測し得ないのが悩みでござります。価格の推移いかんによつては、非常に高くなければわれわれとしましてはカシニヨでん粉の調整販売をそらやる必要はないと思っておりますが、今後低落込みというふうになりますれば、ストックが非常にふえてくるということになるといたしますれば、昨年と同様にさらに濃密にコーンスタークを抱き合わせしてやっていきたいと思つております。いまのところ大まかにいきまして、この十月以降来年の三月までの上半期分としましては、コーンスタークの抱き合せを大体八万トンといふふうに見込んでおりまして、その八万トンで何とか乗り切れるのじやないか。四月以降来年の十月までの下期の分につきましては、さらに相当量、場合によっては八万トン以上の数字を置かなければならぬかとも考えておりますが、ただいまのところ下期の分についてはまだ今後の状況の推移を見守りながら実行いたしたい、こういうふうに判断いたしております。

○村山(喜)委員 そこでこの問題は、投機的な商品であるがゆえに、投機性を持った仲買い人が

ぱっこしたりしておるところにも価格の不安定の問題があると思うのであります。また、四月から九月に至る下半期の抱き合せの分については、場合によつては多くなるのではなかろうかといふふうになっているのかということをお尋ねしているわけです。

○荒勝説明員 抱き合せのほうは、昨年は大体いま先生の御指摘のようでございます。ことしのでん粉の生産状況は大体先ほど申し上げたとおりでございますが、そのでん粉のさらにな後に価格の推移といつものが非常にわれわれとして問題になるわけでござります。それで御承知のよろしくて、でん粉は国民の生活必需品であるにもかかわりませんか、投機的な面がございまして、非常に価格

の通商政策の中でどういった措置をとらうとしておられるのかという点について承つておきましたのであります。そこらが、その原料が自由化される結果によつては多くの問題にも関連をしてくるのであります。

そこで、私はこの際、その国際価格と関税政策並びに通商政策の問題についてお尋ねをしてまいりたいと思うのであります。

昨日のイモ年度の期間におきましては、コーンのC.I.F.の価格が大体六十七ドルから六十八ドルぐらいだと聞いておつたのでございますが、最近のコーンの価格がもう六十ドルを割るような状況が目の前に見えているやにも承るのであります。ということは、四百万トンのトウモロコシを輸入をしておきますが、これがメキシコ、アメリカなどから四十一年度におきましては五十三万三千トントウモロコシがでん粉加工用のものだとしておきますが、これがメキシコ、アメリカなどから四十一年度におきましては五千三百四十トンの輸入実績があるやに聞くのであります。それは歩どより六六%と計算をしたら大体三十六万ないういし七万トンのコーンスタークでん粉が得られると思ふのであります。そのコーンの輸入につきまして通産省が政策として打ち出してくれる中に、南ア連邦あるいは東アフリカ三国の開発輸入の計画があるやに承るのであります。貿易収支の状況等についても御説明をいただきたいのでございま

すが、その必要性なりいは今後の開発の見込みなどのが一体今後どのように推移をしていくかということは、国内におけるところの農産物の価格にも非常に影響がありますし、また、そのことは今後の日本の農政の展開をどういうふうに進めていくべきかという問題にも関係があらうと思ふのであります。したがいまして、東アフリカ三国であるがゆえに、投機性を持った仲買い人が

カ三国の開発輸入計画の状態なり、あるいは今後の通商政策の中でどういった措置をとらうとしておられるのかという点について承つておきましたのであります。そこらが、その原料が自由化されると申し上げますのは、昭和二十七年にトウモロコシは自由化されました。しかし、でん粉は今日依然として非自由化品目として残されているわけあります。ところが、その原料が自由化されるわけございませんから、国際的に価格が下落をしていくほど競争力は強まつてくるといふふうになつてくるわけでございます。したがいまして、今日、どういう通商政策といつものそれから推進をしていかれる考え方であるのかということについてお尋ねをしておきたいでござります。

○原田政府委員 お答えを申し上げます。

私どもでん粉の貿易というものについて考えます場合に、何よりもまず国内のイモでん粉生産業者の方々が輸入によつて被害をお受けになる、非常な打撃をお受けになるというようなことは防止をしなければならないというたてまえは一貫して貰いておりまして、この点に閑しましては平生農林省と十分の御連絡をとりましてお打ち合わせをしました上で進めておる次第でござります。

同時に最近、貿易を進めるにあたりましては、いま先生御指摘の、たとえば東アフリカ三国を含めました发展途上国なし低開發国の側におきまして、その一次産品を多量に買ってくれないならば日本からの輸入を制限せざるを得ないという動きが非常に強まつてしまつております。東アフリカ三国、ケニア、ウガンダ、タンザニアの例で申し上げますと、この三国を合計いたしまして六四年にはわが国からの輸出は五千四百万ドルにものぼっておりました。その後も六六年には二千六百万ドル、六六年には一千九百万ドルにしかのぼらないといふふうに見えております。しかし、そのときのわが国の輸出を何とか維持したい。少なくとも輸入制限に火がつきまして減るのは防止したいという努力のために、あるいは経済協力を行ないいろいろやつておりますが、何と申しましても買えるも

ります輸出を何とか維持したい。少くとも輸入制限に火がつきまして減るのは防止したいという努力のために、あるいは経済協力を行ないいろいろやつておりますが、何と申しましても買えるものを買つてやるという努力が必要になつてまいります。しかし、向こうの開発を助けてやれば輸入を増やすでございまして、このためにこの東アフリカ三国につきましては、日本において需要が増大をしていて、ほつておいても将来は当然買わなければならぬような商品であるといふふうの商品のを買つてやるといふふうの商品が必要になつてまいります。しかし、向こうの開発を助けてやれば輸入を増やす可能性があるといふふうの商品に目をつけまして、技術者を派遣いたしたり指導を行なつたりといふふうなことで手助けをして、幾らかわが

は一九六五年の四月に纖維品につきまして対日輸入ライセンスの発給を停止いたしました。また六五年の九月には、纖維だけではございませんで、全品目につきまして対日輸入ライセンスの発給を制限をいたしました。その後も六六年二月、六六年四月にこのよだな輸入制限を強化したり緩和したりということを続けてまいっております。ウガンダは一九六五年の四月に全品目の対日輸入ライセンスの発給を停止をして、向こうの產品でございます綿花、コーヒー輸出額の七〇%だけにつけ日本からの輸入の承認をおろすというような制限をやり、その後も一次産品についてバーチャー制限を廃止いたしましたり、その他いろいろの輸入制限をやつたり緩和したりということを続けてまいっております。タンザニアも一九六五年の四月に纖維品の対日輸入ライセンスの発給を停止し、同じく六五年にはケニア、ウガンダから回つて入つてくる日本の產品の輸入を禁止するというような措置をとつております。このよだな輸入制限の結果、わが国からの輸出がだんだん減つてしまつて、六十四年に五千四百万ドルにものぼつております。このよだな輸入制限をとつております。タ

ほうに輸入を増大をして、それによってわが国の輸出が減るのを防止をしたいという政策をとつておるわけでござります。

粉を圧迫をするというような数量にはとうてい至らない程度のものでございます。これを要しますと、私どもでは輸入政策として、ただいま申し上げましたような南北問題といつたような広い見地からだけではございませんで、現実に輸入制限に火がつきまして輸出が減りつつあるというようなものを防止する緊急な目的のために、ささやかな開発輸入を行なっていく。その場合に国内生産者、特に鹿児島その他の南九州あるいは北海道という方々に打撃が参りませんように、主として需要が増加する分のごく一部、あるいはまた、もし将来できますならば市場転換といつたようなことを可能にするようなことに、つまり、わが国の輸入は東南アジア諸国その他を起こしがちでございますので、そういう方向に重点を置くという意味の市場転換をするというようなることで、輸入のできる限りの増大をはかると、いうことを持っていきたい、かように考えていく次第でございます。

○村山(喜)委員 昨年の五十三万三千トンの輸入実績を見てまいりますると、メキシコが一番多くて二十二万八千トン、その次にアメリカが同じく二十一万六千トンあるわけですね。そうなつてならない問題もあるらうと思つてあります。この輸入の実績の上から見まして、そういうようならん発展途上国の経済援助をしながら、しかも日本の貿易を伸長をしていくという方向を打ち出すとするならば、当然アメリカのトウモロコシの輸入というものについてはこれを押えながらやっていくといふ一つの通商政策をおとりをいただきなければ、こういうような問題が将来にわたって解決をされないのでなかろうかと思いますが、それに対する輸入構造のあり方についてどういうふうな対策をおとりになるつもりであるのかをお答えいただきたいと思います。

○原田政府委員 まことに先生御指摘のような問題が存するわけでございまして、御指摘のとおり、六六年にはメキシコからの輸入二十二万八千トンに対して、アメリカからの輸入は二十一万六千トンにものぼっております。これはやはり商業ベースで品質、価格等の点から勢いそうなったものと思いますが、六七年に入りまして、アメリカからの輸入はぐつと減りまして、ことしの一月一九月では、メキシコからの――これも同じく発展途上国の一いつでございますが、輸入が三十二万五千トン、モザンビークというアフリカの発展途上国からの輸入が七万七千トンにふえました。アメリカからの輸入は六万三千トンに縮小いたしております。私ども、先生御指摘のように、できるだけかよくなものは発展途上国の関心品目といふものでござりますので、市場転換の努力をいたしたいと考えております。ただ一方におきまして、やはり需要者、消費者という立場から、価格及び品質の有利なところから買いたいという要望がございますので、その点を調和させるという形でで

な輸入の転換といふものの実現してまいりたい、かよう考えております。

〔委員長退席、吉田（重）委員長代理着席〕

○村山（喜）委員 そこで、食糧厅にお尋ねいたしますが、コーンズのC.I.F価格が六十ドルなり、来年の一月から三月のころにはそれ以下になる。こういうような国際的に二年間も大農作が続いている中での価格の下落状態が訪れているわけでございますが、そうなつてまいりますると、二五%のものをことし九万六千トン入れる、その中においては六万トンの二次関税分のトウモロコシもどんどん粉も当然入っているわけでございますから、その二五%ものを使うところのいわゆるベトコンといわれる加工業者、これはどろどろのトウモロコシでん粉を使いまして乾燥させる必要がないわけありますし、隣に水あめ工場をつくったら、これはパイプを引いてその運送の経費も非常に安く安上がりになつてしまりますから、十貫当たりの価格計算をしてしまして、そういうような業者は千八百円価格で採算がとれるのはなかなかうかというふうにいわれているわけであります。そうなつてしまつておったと思うのでございますが、それが実効性をもうすでに失つてきたというのが今日の実情ではないかうかと思うのであります。これに比べて三十六円の支持価格でカンでんの基準価格は二千円でございますし、これを手数料なり金利なりあるいは保管料、運賃というものを加えてまいりますと、実需者に対する持ち込みの価格というものがは二千二百七十二円ということになつてくるわけであります。コーンスタークに五%の関税をかけたときに約二千三百三十五円ということにならうかと思うのでございますが、こういうふうにやつていきました場合に、先ほど上期期で八万トンの抱き合せ販売を計画として持つて行政指導をなさつていらっしゃるわけでありますが、いまのようない状態が続いていく中において、この国内の中で

○荒勝説明員　去年の、昨イモ年度におきましては、大体トウモロコシの値段が年間平均いたしましてC.I.F価格で六十七、八ドル前後でございまして、われわれといたしまして何となくイモでん粉行政につきましてはある程度こなせたのではないか、こういうふうに理解しておる次第でござります。また、その間におきまして、ただいま御指摘になりました生コンスの中のメーカーの方が三、四社ございましたが、その生産するいわゆる生コンスの生産量もわずかでございまして、せいぜい二、三万トンままでいくかどうかという見込みでございます。ところが、本イモ年度に入りまして、ただいま御指摘のようにこの九月から逐次国際的なコーンスターの値段が下がってまいりました。そこで、この九月から六十六ドル前後になりまして、さらに十一、十二月になりますと、大体現在入っておりますコーンスターの値段は六十四ドルから六十二ドル前後というふうに理解している次第でございます。さらに来一月以降の問題につきましては、六十ドルを深く落ち込むということはないとはわれわれ申し上げかねます。そういうふうにいするのではないかというふうに判断しておりますが、さしあたり半年ぐらいいは六十ドル前後、多少場合によると下回る、あるいは多少上回るというようなことで横ばいするのではないかとおもっております。それで、何しろトウモロコシも国際的に相場の変動の非常に激しい商品でございますので、確たることはわれわれ申し上げかねます。そういうふうにいするのではないかとおもっておりますが、何しろトウモロコシの値段は多少下降傾向をたどってきたということ、その間の間隙を縫いまして、二五%

の関税の、いわゆるタリifikオーダーをかけてまいりしても、なおコーンスター・メーカーが採算が合うようになつてまいりまして、それで最近、この秋以降、コーンスター・メーカー、いわゆる生コーンスター・メーカーが少しふえでまいりまして、現在四社、場合によつてはもう少しふえるのではないか。こうなりますと、国内産のイモでん粉に多少影響が出てくるのではなかろうかというふうに、われわれも現在の段階では判断しておりますので、これに対するいろいろなことを今後研究してまいりたい、こういうふうに判断しております。

○荒勝説明員 われわれといったしましては、コンスタークタのタリフクオーラの制度は確かに議員提案ではございましたが、ことしの三月三十一日で切れました際に、政府側といたしまして本件をいわゆる政府提案として、さしあたり一年延長ということです。昨年からこの春にかけまして検討いたしまして、一年延長の暫定措置の法案を国会に提出したようなかつこうになつてゐるわけでございまして、本件につきまして、今後のこのタリフクオーラ、あるいはコーンスタークタの関税そのものをいわゆる議員提案というふうには現在の段階では毛頭考えておりませんで、政府自身の側から本件を提出できるようにいたしたいということことで、われわれ農林省内部ではただいま検討している最中でございます。また、十九日に関税審議会を開かれるとかいうふうにわれわれも聞かされておりまして、できるとならば十九日に間に合わせたいということで、農林省内部でも検討いたしましたが、必ずしも十九日一回だけではございませんので、なお次の機会もあるやに聞いておりますので、今後大蔵省事務当局とも相談いたしまして、できるだけ早い機会に政府提案として本閣税率表の一部修正案を出せたら、こういう方向で現在検討していける次第でございます。

の固有の用途といわれておった十八万トン、それ  
に今度二五%の禁止的な関税率といふもの、これ  
を、実効性がだんだんに薄くなつてしまつておる  
わけでござりますから、五〇%に引き上げる、そ  
ういうよな関税割り当て方式と申しますか、そ  
ういう一つの方式。それからもう一つの方式は、  
トウモロコシが昭和二十七年に自由化されて今日  
に至つてあるわけであります、この問題につい  
て、非自由化品目から逆戻りをいたしまして数量  
割り当て方式という一つの方式をとる。それから  
第三の方法は、國が農安法でかかえていく、その  
やり方については不足払いなりあるいは二重價格  
制度のとり方があらうと思うのでござります。大  
まかに分けましてそういう三つの方式があり得る  
と思うのであります。しかし、農安法でかかる  
としましても、百億ぐらいの財政支出が当然必要  
になつてこようと思うのでございまして、そ  
なつてくるとこれはきわめてむずかしい。第二の  
数量割り当て方式という問題については、ガット  
の問題なりあるいは南北問題特に二月に行なわ  
れる国連貿易開発会議の模様等から見てもこれは  
なかなか困難性がある。とするならば、いわゆる  
関税割り当て方式の抱き合わせ販売の方式からく  
る三段階の方式と、いうもの以外には、関税政  
策以外には道はないかと私は思うのでございま  
すが、これについて大蔵省の関税局としてはどう  
いう考え方をお持ちであるか。関税政策のあり方  
と関連をいたしまして、問題をどういうふうにと  
らえておられるか。なお、この問題については、  
ガットの税率の対象として規制がされるのかどう  
かという点についても含めてお答えをいただきた  
いと思うのでござります。

強化というようなことにつきましては、非常に興味を持っております。ガットの規定で申しますと、三十七条に、後進国の中の関心のある产品については關稅上、その他の輸入障害を新設、強化することを差し控える、こういうことになつております。したがいまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、一ぺん自由化したものを持たず輸入制限するということはたいへんあいが悪いといふことでございますが、しかし、いま二次税率が二五%のものをさらに上げるということは何かしら避けたい、こう思っております。そこで、先生先ほどおっしゃいましたように、これにつきましては一次税率と二次税率と、それから輸入数量、それから抱き合わせと、いろいろなファクターがありますので、まだ農林省がいろいろ考えておる段階でございますが、われわれ何とか低開発国から非難を受けるということのないような貿易関稅でこれを解決したい、そういうふうにいまのこと考えております。

○村山(憲)委員 関稅局長にお尋ねいたしますが、関稅審議会ですね 大蔵省の方向としては、政府提案で解決したいという気持ちであります。そうするならば、十九日の分には間に合います。そのあと年内にまた関稅審議会を開かれる計画はお持ちでございますか。

○武藤政府委員 関稅審議会のほうはいま調査部会で個々の品目をやっております。調査部会の方では、第一回に説明をしたものについて第二回に議論を伺つてきめいく。第二回のときはまた新しい説明をする、そういうことをやっております。で、十九日で私ども政府側としての案を説明するのは打ち上げにしたいのでございますけれども、しかし、非常にむずかしい問題でどうしても十九日に間に合わないということであれば、その次のときに説明をする、そういうことにいたさざるを得ないと思つております。

○村山(憲)委員 それで、農林省はそういうような状態であるということは十分御承知だらうと思ひますが、農林省の原案自体がまだ未確定のよ

うに私どもは承るのであります。そこで、この問題については早急に農林省としての態度をおきめをいただいて、耕作農民やあるいはん粉業者、あるいはコーンスタークの関係のそういうような業界に対する不安をなくするようになつた方にやつてもらわなければならぬと思うのです。しかし、それはきわめて当面の問題に私はなるうとうのです。長期的には、この原料としてのイモの生産の問題について、これから一体どういうふうになければならないのかといふ根本的な問題をお考えを願わなければ解決がつかない問題じやなからうかと私は思うのであります。というのは、国際的にこれが工業用原料として競争力を持ち合わせていない。これを持ち合わせるためには一体どういうような農業政策を立てたらしいのかといふ問題が根本になれば、将来にわたる恒久対策といふ問題は私は生まれてこないと思うのであります。特に、基準額がかりに四十円になつたといつても、反当六百貫くらいの収益では、これは反収幾らかといふと二万四千円しかないのであります。そういうような状態の中では、この問題の解決はどうてい将来にわたりてできないと思うのであります。しかも農安法の規定するところの反収幾らかといふと二万四千円しかないのであります。そういうような状態の中では、この問題の解決はとうてい将来にわたりてできないと思うのであります。しかしながら、去年は三十四円、ことなりましょから、今年は三十六円、来年は三十八円、その次は四十円というふうに上がらざるを得ない。そうなつてきたります。國際的な競争力といふものはないようになつてくるわけであります。とするならば、そこに何らかの対策といふものを立てなければならぬいかと思うのでございますが、いま農林省としてはそれらの恒久的な対策として、南九州烟作改善防災営農資金の問題を提示してこれからやろうという計画やに承るのでございますが、これについてはどういうところまでお考えをいただいているのか、これについて説明をいただくとともに、それに対するところの大蔵政務次官のお考えをお聞かせをいただきたいのでござります。

〔吉田（重）委員長代理退席 毛利委員長代理

○中澤説明員 お尋ねの点でございますが、先生すでに十分御承知のとおりに、南九州におきましては烟作営農の占めるウェートが非常に高うございまして、特にその中におきましても、いまお話をしございましたようにカンショ作の耕地に占める割合というは非常に高うござります。それで、南九州においては煙作営農の振興の根本的な対策はどうかという御質問だといふふうに考えるわけでございますが、御承知のように、南九州におきましては特殊な自然的な条件の影響を非常に受けまして、そういう営農形態をとらざるを得ない。具体的に申し上げますと、土地条件が非常に悪うございまして、よくいわれますようにシラスとかボラ、コラというような特殊な土壤地帯があります。それからまた、南九州におきます特徴的な五月一七月ごろにおきますところの集中豪雨といふようなことの影響を受けまして、営農といたしましては、防災といふことを主眼に考えざるを得ないといふのが実態であるとかと思うわけでございます。そういう気象なりあるいは土地条件の不利といふことが南九州におきますところの烟作営農を、いまして、この地帯の烟作営農を振興するといふことを考えます場合には、やはりどういたしましても防災といふ観点を中心に行なつて、なかなか土地の保全事業あるいは営農の基盤であるところの土地基盤整備事業に関しましては、從来から農地の保全事業あるいは、そういう特殊な土壤地帯の土地の生産力の減少を防ぐ農地の保全事業といふものと、それから農基盤であるところのかんがい排水施設とか、あるいは圃場整備といふような前向きの事業との計画的な関連性といふものが必ずしも行なわ

れないようならぬがあつたわけでございます。そこで、かねてから両県御当局なりあるいは国会方面の御要求がございまして検討をしてまいりました結果、こういった農地の保全事業と、それから土地基盤の整備事業というものを一体化した事業といふものを、どうしても考へる必要があるだろう。これを一つの柱にするとともに、もう一点は、新しく地帯の実態に合いました営農方式の確立といいますか、そういうことを考へていく。たとえば、先ほど申し上げました高温多雨ということは、別の面からいりますと有利な気象条件であります。こういうふうに考へられるものでござりますので、晚秋から冬にかけては、そういう温暖な条件を利用したような作目の導入をかかる必要があるといふふうに考へるわけでございます。したがいまして、現在の考え方といたしましては、先ほど申し上げましたような土地基盤整備事業の計画的、総合的な事業の実施、それに新しく営農方式を導入するようなことを考へることが適当ではないか。しかし、先ほど申し上げましたところに、災害を受けやすい、あるいは生産性が低いといふいうような観点から、そういうことをする場合にはやはり多額の投資を必要とするわけでございます。從来も、こういった地帯の農業振興のために、災害を受けやすい、あるいは生産性が低いといふいうような観点から、そういうことをする場合には、特殊な補助率あるいは融資といふようなことを行なつてまいつたわけでございますが、しかし、投資の面から考へてみましても、やはりまだ現在あります制度金融の一般的な融資条件では、新しい投資といふことは必ずしも現地の方々には魅力がないわけでございますので、こういう面から融資条件を、現在の公庫融資よりもつと有利にした資金を準備いたしまして、これによりまして新しい投資による営農方式の確立といふことに進んでいただく必要があるといふ観点から、現在必要な予算を要求中でありますし、ただいま申し上げました特別な融資に関しましては、やはりかかるべき法案を準備いたしまして、これによつてこの地域における営農を改善していきたい、こう考へて、目下準備を進めているところでござい

ます。

○倉成政府委員 お答えいたします。  
村山委員が後段にお述べになりましたように、関税政策にはおのづから限界があるということは私も全く同感であります。したがいまして、農林省がイモ作農家に対する基本的な政策をしっかりと立てていただくこと、それが何よりも大切なことだと思いますので、そういう方針については、方策が立ちましたならば十分検討をいたしたいと思っております。

○村山（善）委員 時間がありませんので、これでやめますが、熊本の農事試験場で黄金千貫という新しい品種を開発して、それを植えてみたら反収四千キロ以上も収穫をあげているようになります。しかもでん粉の歩どまりは非常によろしい。こういうような技術改善の問題なり、あるいは生産性向上の問題もさることながら、やはり当面の問題と恒久的な対策と二つに分けてしながら、カンショ、麦、なたねの作付体系といふものに安易に依存している今日の、特にカンショ地帯の南九州の営農形態といふものを高位安定の営農方式に改めていかなければならぬ時代をすでに迎えたと思います。そういうような意味において、特殊農地保全整備の、いわゆる基盤整備の問題と関連いたしまして、これららの問題につきましては十分に、今後においても、特に農政であります倉成政務次官を中心の大蔵省では検討をいただきますことを要望申し上げまして、これで終わらざります。

○毛利委員長代理 広沢君。  
まず、国税庁長官にお聞きしますが、国税犯則取締法第二条で、いろいろと令状を出して立ち入り調査をすること、それから臨検、捜索、差し押さえをすることがあります。これは

地方裁判所または簡易裁判所の裁判官の令状を得

て行なうのですが、これは例外はございませんね。

○泉政府委員 お話しのとおり、国税犯則取締法

第二条におきましては、「収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、捜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得」、

こういうことになつておるのであります。したがつて、査察事案につきまして査察官が臨検、捜索、差し押さえをなすときは必ず裁判所の令状を得てやつております。

○広沢(賢)委員 十二月十三日、同和信用組合本店並びに上野支店に対する、東京国税局が機動隊二百人を動員し、査察官百名が行なつた強制捜査について、どういうような令状をもつて査察したか、国税府長官 御存じですか。

○泉政府委員 ょうとと事実についての誤解がおありになるようございますが、まず第一は、査察調査をいたしますときは査察官が参るのでありまして、ただ、査察官では現場が混乱いたしますので、所期の目的である臨検、捜索、差し押さえを達成することができないと認められますときに、同じく国税犯則取締法第五条で警察官の応援を求めることがあります。したがいまして、十二月十三日に起きました同和信用組合に対する査察事案のときにおきましても、まず第一に査察官が臨検、捜索をしたわけであります。ところが、相手方の抵抗がありましたために、警察官の応援を求めたのであります。機動隊云々というお話をございましたが、それは警察官の応援を求めた段階でそういう応援が来たのであります。

それから、いまお話しの裁判所の令状そのものを、見ておりませんから、その現物がどういうふうに書いてあつたか、さだかにお答えできませんでしたが、その被疑者に関する書類その他の物件を臨検、捜索することができます。こういう令状になつているのが通常でございます。したがつて、おそらくそ

ういう令状があつたらうと存じます。

○広沢(賢)委員 そちらにあらかじめ十分東京国

税局長と相談しておやりになるよう、国税局長にも電話で御注意申し上げましたが、私の手元に令状でない調査書といらもの証拠物件があります。これは東京国税局長が金融機関の預貯金等の

調査書というものを発行したのです。明らかにこれは令状ではございません。

○泉政府委員 これは広沢委員も御承知のはずでありますけれども、金融機関を調査いたしますときには、預貯金について調査することになりますと、預金者がいろいろ不安を持つことになります

して、時蓄獎勵の見地からもいろいろ問題がござりますけれども、金融機関を調査いたしますときには、預貯金について調査することになりますと、預金者がいろいろ不安を持つことになります

ます。これは広沢委員も御承知のはずであります。同和信用組合に預金がある。もちろん本人名義の預金になっているのは少なくて、架空名義になつておるものが多いわけであります。そういった預金がある。したがつて、そういう被疑者と同和信用組合との取引並びに預金の状況を調べる必要がある、こういうことで査察に着手いたしましたものでございます。

○広沢(賢)委員 その具体的な名前を私は今まで聞いたのですが、具体的な人間の名前はあとでまたお聞きします。

もう一つ、差し押さえをするときには、第七条によつて「差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」となつておりますが、現場で渡してはいなかつたです

ね。

○泉政府委員 お話しのとおり、国税犯則取締法の第七条におきましては、「収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」という

ことになります。したがいまして、通常の場合は領置いたしました現場におきまして、差し押さえ目録あるいは領置目録を作成しようとおきます。したがつて、査察の場合におきまして、通常の

場合におきますと、その差し押さえましたあるいは領置いたしました現場におきまして、差し押え

目録あるいは領置目録をつくることになつております。したがつて、査察の場合におきましても原則としてそのようにいたしております。しかしながら、本件同和信用組合の場合におきましては、

現場が非常に混乱いたしまして、そこで差し押さえ目録あるいは領置目録を作成しようと思いまして、も、とうてい作成できるような現場になくて、も

しかするとその差し押さえ物件を奪還されるという

手形、全部ほり込んだのです。ここに全部証拠書類がある。そういうようなことが許されていました

ボールを持ってきていたのです。それはもう元帳から現金から——現金ですよ。それから小切手、

手形、全部ほり込んだのです。ここに全部証拠書類がある。そういうようなことが許されていました

ボールを持ってきていたのです。それはもう元帳から現金から——現金ですよ。それから小切手、

手形、全部ほり込んだのです。ここに全部証拠書類がある。そういうようなことが許されていました

ボールを持ってきていたのです。それはもう元帳から現金から——現金ですよ。それから小切手、

るでない金融機関に対し、だれだれの件で来たということが令状に入っていると思いますが、その件数について具体的にお聞きしたい。

○泉政府委員 この点につきましては、東京国税局におきまして、過去におきまして査察対象とい

たしまして調査いたしておる案件が五件ございま

す。【毛利委員長代理退席 委員長着席】

その五件がいずれも同和信用組合と取引がありま

す。同和信用組合に預金がある。もちろん本人名義の預金になつてゐるのは少なくて、架空名義になつておるものが多いわけであります。そう

いた預金がある。したがつて、そういう被疑者と同和信用組合との取引並びに預金の状況を調べる必要がある、こういうことで査察に着手いたしましたものでございます。

○広沢(賢)委員 その具体的な名前を私は今まで聞いたのですが、具体的な人間の名前はあとでまたお聞きします。

もう一つ、差し押さえをするときには、第七条によつて「差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」となつておりますが、現場で渡してはいなかつたです

ね。

○泉政府委員 お話しのとおり、国税犯則取締法の第七条におきましては、「収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」という

ことになります。したがいまして、通常の場合は領置いたしました現場におきまして、差し押さえ

目録あるいは領置目録をつくることになつております。したがつて、査察の場合におきましても原則としてそのようにいたしております。しかしながら、これはたいへんになると思いませんか。どうです。

○泉政府委員 私は東京国税局からの報告に基づいて申し上げておるのでございますが、広沢委員もおそらく何らかの手段によつて情報入手されてしまつてしまつておられることがあります。しか

し、こういった場合、もちろん十分御留意になつ

おられることがありますけれども、こういったた  
話というものは、一方的にだけ聞きますと非常に  
間違った認識を持つおそれがありますので、私ど  
もも、もちろんそういう相手方の主張につきまし  
ても十分聴取いたしたいと存じておりますけれども  
も、現段階におきましては、まだそういうふうな  
事実の認識について両者の見解を合わせるという  
ような段階に至っておりません。したがつて、お  
のづから私は東京国税局からの報告に基づいて申  
し上げるよりほかないのでございまして、その点  
御了解いただきたいのでござります。  
それで、先ほど、なるほど上野の司和信用組合

の支店には女子従業員を含めて四十名しかいな  
い、おっしゃるとおりでございます。しかし、同  
時にそのうしろのほうに朝鮮の民主工商会の事務  
所がありまして、その事務所から多数の人が応援  
にかけつけたのであります。従業員以外の人も大  
相手になつて出てこられた。そういうことで警察  
官だけはどういてこの混乱した現場で臨検  
搜索、差し押さえという目的を達成することができ  
ないということで、警察官の応援を求めたもので  
ござります。

それからなあ、機動隊員が二階からねしごをかけて入り込んだというお話をございましたが、これはむしろ、最初警察官が入りまして臨検、捜索を始めたところ抵抗がありましたので、警察官の応援を求めて警察官若干名が入ったわけでありますが、そのときシャッターがおりまして外部との連絡がとれなくなつたので、外部との連絡をとるためにシャッターを開けるように信用組合のほうに交渉したのであります。どうしてもそのシャッターをあけてもらえない。そのため、中に入りこになりました警察官と警察官などを救出するため、機動隊員が二階の窓を破って入って、ジャッキーでそのシャッターをあげたのが事実でございまして、初めから二階に飛び込んだようなふうのでは決してございません。

それからもう一つ申し上げておきますが、差し押え物件の中に現金があつたというお話でござい

をするなら國に帰つて、つまり朝鮮へ帰つてやれ、妨害すると撃つぞというようなことを言つてゐるのです。これは警官隊ですね。だから、收稅官がそのほうは逆に青くなつてしまつた。收稅官がその五人の物件を調査する。妨害なんというのは、この写真を見てもおわかりになりますが、一つもありやしない。

そこで、国税庁長官にお聞きしたいのですが、國税犯則取締法の第七条で、一、二、三、四と謳  
み上げればおわかりになりますが、差し押え目録  
または領置目録をつくることを非常にきびしく  
いっているのです。さっきの四千円は、えこで問題  
題にしたら、東京国税局の上のほうで差し押え目録  
件を調べてみたら四千円ございますといつて返して  
きました。私が返したらと云つたら、ありましたと  
総務課長が言つたんだから。もし小切手一枚、何  
十万円、何百万円のものがなくなつたらたいへん  
でしょう。したがつて、この国税犯則取締法とい  
うのは、これは明治時代の、私から見るとたいへん  
な悪法です。破壊処分というのがあるけれども  
も……。こういう法律ですから、差し押えの手続に  
ついて非常に厳密な規定がしてある。本来の趣旨  
が、単なる便宜措置もつてびつとみんな持つて  
きてしまつて、あとでもつて目録をやるというの  
ではないのです。それはあたりまえですよ。ここに  
「法律」という岩波小辞典の解説があります  
が、差し押え物件について押収品目についての問  
題は「押収」というところで厳密に書いてある。  
「刑訴法上の」——これは刑訴法上ですが、「証  
拠物または裁判所が没収すべき物」を差し押えな  
りなんかする場合、「押収のためには被告人の氏  
名罪名・差押えるべき物および令状」——そ  
うすると被告人というのは五人ですよ。これも被告人か  
もしくは司法警察職員に執行させる、差し押さえを  
については「当事者、その弁護人に立会いの機会  
を」云々と書いてある。その目録を現場でつくら

されはあたらぬといふことがはつきり出ている、  
あとで、いや小切手が何枚だとか、これはあつたことなど  
とか何だということになつたらいへんなどとになつていて  
なる。したがつて、この法律の趣旨といふのは  
なければならぬといふことがはつきり出ている、  
○**東京府委員** 先ほど申し上げましたように、國  
税犯則取締法の第七条の規定におきましては、差し  
押さえまたは領置したときには、差し押さえ目録を作成  
し押さえまたは領置を作成すべしということになつてお  
りますけれども、その目録を現場で作成しなければ  
ばならないという規定にはなつておらないのであ  
ります。しかし、實際問題といたしましては、正  
常な状態でありますならば現場で作成するのが  
望ましいので、従来は現場で作成することにいた  
しております。しかし、十三日の場合におきま  
では、非常な混乱がございまして、その場で領置  
目録あるいは差し押さえ目録を作成しておったのである  
はとうてい臨検、捜索の目的を達成することがで  
きないと認めましたので、相手方にその旨を告げ  
まして物件を引き揚げたのであります。きわめて  
異例の事実に属するわけでございます。

それからいま一つ申し上げておきますが、小印  
手あるいは現金が紛失しておるということは、昨  
日、上野信用組合の方のほうから東京国税局のほう  
へお話をございました。したがつて、当方では  
そういうものはないということを申し上げました  
ところ、それでは組合のほうでもう一ぺん調査して  
てみる、こういうことでお帰りになつてゐるのが  
事実でございます。

○**広沢(實)委員** そうすると今度総務課長を呼び  
なればならぬですよ。というのは、総務課長が  
私に、確かに四千円ございました、ということを言  
つたのだから。立ち会つたからわかりますよ。  
石野久男代議士もいた。そう言つたのですよ。そ  
れはお聞きになつたらわかります。

○**広沢(實)委員** そうすると今度総務課長を呼び手あるいは現金が紛失しているということは、昨日、上野信用組合の方のほうから東京国税局のほうへお話をございました。したがって、当方ではそういうものはないということを申し上げましたところ、それでは組合のほうでもう一ぺん調査してみる、こういうことでお帰りになつているのが事実でございます。

なければならぬですよ。というのは、総務課長が私に、確かに四千円ございました、ということを言つたのだから。立会つたからわかりますよ。石野久男代議士もいた。そう言つたのですよ。それはお聞きになつたらわかります。

それで、いま言われたのは異例だと言つたけれども、ここに写真があるのですよ。異例じゃないのです。一つも異例じゃない。だれもがをしていない。けがをしているのは職員の女の子三人が髪の毛をむしられ、け飛ばされたのと、それから指を警察官に曲げられてふくれ上がっているのと——ちゃんと医者の診断書があります。ですから、税務署の方、税務署というか、警察官の方が百名いて、だれもかすり傷一つないです。

○泉政府委員 それは事実と違つております。上野信用組合におきまして、警察官一人が全治三週間の負傷をいたしております。

○広沢(賢)委員 その三週間の負傷かどうか、それは今度現実に診断書を見て判断する以外には

被害者は職員のほうなんです。

あのときの異例な状態でないことをお目にかけます。いいですか。つまり、その信用組合の建物は全部封鎖されている、一つ。封鎖されているの

ですよ。それで表にいた人というのは、ここにいるけれども、これもそんなにいたした人數ではない。警察官がずっといるものだから、そのうしろにいるだけなんです。道路のほうにいるのです。

門のところには警察機動隊がいる。だからそっちのほうにいるのです。それからその次、支店長が帰ってきたのです。支店長があわてて青くなつて、小林一誠さんという警察官と話した。それから必要かどうかを立ち会つてえり分けて、差し押さえ目録をつくるように重ねて言つたのです。そうしたらそのときに、三時五十分ごろですよ、本店でもそつらうから上野支店でもそうです。上野支店のことを言いますよ。そうすると、それに対する小林さんは、それは承知した。「目録を残す

ように要求し、小林もまたそれに同意の意思表示をし、目録作成の作業について話し合うことに

なつた。これは私が調べてきたのも同じなんですか。いいですか。そのときに店外にいた警察官は二階にはしごをかけて、だつと入つてきたのです。それでガラスを割つてブラインダーをこわし

て、それで土足のまま入り込んだ。ガラスは割つたと書いてあるけれどもこれは違います。ひびが入つた程度ですね。ただし、ブラインダーは全部

こわされております。そのとき職員はなくるけるの暴行を受けた。で、小林さんに対してそのとき

に、警察官の不法侵入を追及した。そうしたらそのときに小林さんというの、もう警察官がこういうふうになつてしているのだから私はだめなんですか、小林国税局官吏はこう言つています。警察独

主導権のもとにやられたのです。こういうこと

が行なわれていいかどうか、どうぞ。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、警察はあくまでも警察官が參りまして行なうわけ

りますが、ただ、それに対する抵抗、妨害等が予想されます場合におきましては、あらかじめ警

察当局に、当方が応援を求めたときはその応援に応じてもらいたいということを申し入れてある

のが普通であります。本件の場合は、非常な抵抗がありましたために警察官の応援を求めたのでござります。

それから先ほど、小林統括警察官と支店長とのお話をについての引用がございましたが、この点に

ついてはこの現場で、いざれ差し押さえ目録あるいは領置目録を作成することは当然のことでありま

すが、現場で作成することができないから、局へ帰つた上で作成する、こういう話し合いになつておるはずであります。

○広沢(賢)委員 そういういろいろな、局に行つて話し合う、いやここで書きなさい、できるんだ

といふので話し合いでできた、こういうふうに信

用組合のほうは考へている。その点は水かけ論で

すから……。しかし、あたりまえですよ、それ

は。もちろんと話し合つて、そこまでいつていて、局へ持ち帰つてやる、いろいろな議論をして

おるはずであります。

○広沢(賢)委員 そういうお話をございます。確かにいろいろな物件をより分けまして、被疑者に関連のある物件だけ差し押さえ、領置するのが本来望ましい

わけであります。したがつて、それに着手したのであります。その後終了し終わらないうちに相当

多数の従業員及び従業員以外の第三者が警察官を取り囲むような事態になつてしまつましたので、やむを得ず現場でそういうことを作成するのをあ

きらめまして、物件を国税局に引き揚げた上で、その上で差し押さえ目録、領置目録を作成する、こ

ういう手段にいたしましたのであります。なお、段ボール箱を持ってまいりましたのは、警察調査をいたしますとき、常に物件が多数あるわけであります

ので、物件をその段ボール箱に入れるわけでありまして、もちろん段ボール箱を持っていつている

からその数だけ領置、差し押さえしてくる、そういうふうなことでは毛頭ございません。

○泉政府委員 これでは、その場所でもつて「質問ヲ受ケタル者」というのは、参考人、つまりこの國税犯則取締法でいう参考人、被疑者じゃないのですよ。その参考人は署名捺印をしなさいと言つて、捺印を拒否した場合にはその旨を付記するのですが、署名捺印した書類があります

九

○県政府委員 本件、同和信用組合の強制捜査の際におきましたは、相手方従業員が立ち会いを拒みましたので、警察官の立ち会いのもとに臨検、捜索をいたしております。したがつて、相手方が立ち会い人として署名捺印した覚えはないと言いましても、それはあたりまえのことであります。警察官の立ち会いのもとにやつておるわけであります。

○廣沢(監査委員) 冗談言つちやいぢないでさよ  
つまり、さつき私が申し上げましたのは支店長をさ  
んがそこに行つて、目録をつくつてください、つ  
くつてくださいと言つたのですよ。目録をつくつ  
てくださいと言つたにもかかわらず、話し中に警  
官隊が飛び込んできた。そうでしょう。

〔委員長出席 金子、一ノ瀬重吉出席〕 そういうような異常な混乱の状態だから、こうどうで持つてはいたということと、おまえのことはあたりませじやないですか。支店長ですよ、本店は理事長がいたのですよ。だから、これはつくつてないのです。それから異常な混乱した状態ぢやないのです。だから、この第七条というは非常に重要な事項として、何回も繰り返しづゝと書いてあるのです。どこをめぐってみても、異常な混乱した状態のときには、その限りにあらずという文句は、この法律に一つもないのです。幾らめくつてもいいのですよ。そうすると、完全に混乱したと認めてそういうことをやつたというのは、法律をほしいままで歪曲したことだということです。これは裁判官はだれだって認めます。そうすると、第七条並びに第十条の違法である、違法をやつたということはお認めになり

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、この七条は、「差押目録又ハ領置目録ヲ」作成すべしという規定にはなっておりませんが、それを現規において作成すべしという規定にはなっておりません。しかし、繰り返して申し上げますように、普通の状態でござりますれば、現場において作成

する方が望ましいわけであります。しかし、十二日の事態におきましては、現場で作成するようなことができる事情になかったので、あとで作成したというのでありますて、したがつて、第七条違反とは存じておりません。

それからまた、第十条につきましても、先ほど申し上げましたように、当初臨検、捜索に入りましたときには、相手方が立ち会いを拒否しましたので、その後ずっと警察官の立ち会いのもとに臨検、捜索をいたしたのでありますて、したがつて、第十条についても違反いたしておるとは思っていないません。

○広沢(賢)委員 これは重大な問題ですよ。そういうことをやればもうこの七条、十条は全部死んだものになるのですよ。常識で考えてごらんなさかい。今後こういう問題がいろいろなところで起ることある。銀行局長にはあとでお聞き申し上げたいのですが、つまり大きな三井、三菱とかそういう銀行については一つもやらぬ。ほんとうにやらぬ。ところが、今度信用金庫とか相互銀行とかああいうところに対しては、町のうわさではもう至るところでそれをやつておるのです。あれを調べろ、これを調べるのも始終来るというのです。弱いものいじめもはなはだし。そういう中でもって今後これが行なわれたら、いまの国税庁長官の御返事のような解釈でもってやられたらいいへんなことですよ。これは重大な人権問題になりますから、国税庁長官、きょうどう答えられなければ次のときでもいいが、ちゃんととしたことをしなければだめですよ。でなければ、国税犯則取締法を改正しなければなりません。だから、われわれの責任がつとまりませんよ。そういう曲がった解釈をするのだったら、与野党一致でもって国税犯則取締法を改正しますよ。改正しなければだめですよ。いいですか、現場でもって大切なものを持ち去る。えり分けて持ち去る。全部持つていったら関係ないものもみな持つていかれてしまいますから、たとえば国税犯則取締法だといって、そういう容疑だというので、政治的な目的にも何にでも使われますよ。大体信用

組合の人たちはそういうふうに思つております。だから、政治的な問題にも基本的な人権にも全部かかつてくるから、現場でえり分けて、立ち会い人のものと目録を持つていく、これが常識でしょうね。だから、てんまつ書まで必要なんでしょう。てんまつ書を書いていませんよ。あとでつくるのです。冗談じゃない。そうすると、これは基本的個人権を侵すのですよ。警察官が通行人をとめるときでも、機動隊は別として、いまの警察官は知っているのですよ。だから、そういう重大な、営業にも差しつかえる、あした不渡り手形が出るかもわからぬというような重大な問題のときに、この五人の脱税の容疑の問題で、預金を调查するだけでもってそれだけのことをやる、たいへんなことになりますよ。それは常識でしょう。常識でお考えになつたらわかる。だから、この場合には第七条と第十条は正当な解釈をお互いに確立したいと思います、どうですか。

員や大蔵委員が行ってから初めて返すようになつたのです。それだけ非常にひどい。

銀行局長に聞きますけれども、こういうようなことが銀行や信用金庫にやられたら、この前、前の主税局長が言つていましたか、八幡の交際費もこれは商業上の秘密だから国会に報告できません、こういうことを言つておいて、それでもって商業上の秘密もへつたくれもないですね。こういうことをやらしておいていいのかどうか、銀行局長、御答弁を願いたい。

○**豊田政府委員** 本件につきましては、実は私どもはまだ詳細な内容も承知いたしておりませんし、国税庁のほうから、新聞記事もございましたので一応の話を聞きました。それから、監督をしております東京都經濟局のほうからもまだ何とも聞いておりませんので、具体的な本件についてのお答えということはいたしかねるわけでござりますが、一般的に申しまして、金融機関という特殊な性格、一般の預金者をかかえておるというようなこと等からも見まして、国税の調査といふような場合には、この金融機関の業務の遂行とということに支障のないよう、そういう配慮がなされるということは望ましい、これは当然のことでありますし、從来からもそういうようなことで、国税庁のほうとも打ち合わせをしておるわけでござります。

それから、金融機関によって差別があるのかといふような趣旨の御発言のように受け取りましたのが、それは、金融機関の性格、金融機関といふもの的一般のお詫として私申し上げておるのでありますし、どの金融機関だからどうの、こういう要点についての区別という問題はないと思います。

○**武藏(山)委員** 関連して、国税庁長官、あまり感情的にならず、あなた自身が捜査したり、調べをしたわけではないのですから、あなたは眞実を知らぬはずであります。眞実を知つておるのは、やつた本人だけです。その本人がはたして眞実をそのまま長官に報告したかどうか、これも疑えは切りがない話であります。そこで、これは

両方の話を聞いて、長官たる者の態度は、よし、それではたいへん行き違いがあるようだから、どちらが真相であるかを調べてみようというのが公平なる長官の態度でなければいかぬと私は思うのであります。

そこで、長官、ちょっとと議論しますよ。本店に国税庁本店の例でちょっとと議論しますよ。本店に国税庁なり税務署が調査を行った場合、拒否された実例は、何年何月にどういう実例がござりますか。

○泉政府委員 私もできるだけ、客観的な事実が判明すれば、それに基づいてお答え申し上げるつもりであります。私が今までお答えしておりますのは、東京国税局からの報告だけでございます。ですから、先ほどもお断わりいたしましたように、私としては、現在こういうことでお答え申し上げるのは必ずしも適当な時期ではないと思っておるのであります。お問い合わせになるから答えるを得ないのであります。

それで、お話をございました被疑者につきましては、本年四月四日、十月九日、十二月五日、それぞれ取引状況並びに預金の状況について任意調査いたしたいという申し入れをいたしまして、それに対しまして、拒否されておるのであります。それから、そのほかにおきましても、同和信用組合のほうでは、何か七件ばかりは協力したというふうなことを言っておられるようであります。しかし、その状況につきましても、書類で答えるといつて、非常に書類が遅延したといったようなこともあったようでございます。從来から、任意調査に対してそれほど協力的であったとは思えないであります。

○武藤(山)委員 そうすると、具体的に十三日の日に、警官まで導入し、百人の検察官を飛び込ませるために具体的な原因は、いまの説明では乏しいですね。

そこで、私らが本人から聞いたことが真実であるか、国税庁のあなたへの報告が真実であるかを今後調べるという前提で、私はちょっとお尋ねい

たします。

いま長官がおっしゃった、ずっと日を追って本店の例でちょっとと議論しますよ。本店に国税庁なり税務署が調査を行った場合、拒否された実例は、何年何月にどういう実例がござりますか。

○泉政府委員 私もできるだけ、客観的な事実が判明すれば、それに基づいてお答え申し上げるつもりであります。私が今までお答えしておりますのは、東京国税局からの報告だけでございます。それから、先ほどもお断わりいたしましたように、私としては、現在こういうことでお答え申し上げるのは必ずしも適当な時期ではないと思っておるのであります。お問い合わせになるから答えるを得ないのであります。

それで、お話をございました被疑者につきましては、本年四月四日、十月九日、十二月五日、それぞれ取引状況並びに預金の状況について任意調査いたしたいという申し入れをいたしまして、それに対しまして、拒否されておるのであります。それから、そのほかにおきましても、同和信用組合のほうでは、何か七件ばかりは協力したといふうなことを言っておられるようであります。しかし、その状況につきましても、書類で答えるといつて、非常に書類が遅延したといったようなこともあったようでございます。從来から、任意調査に対するものであります。

○武藤(山)委員 そうすると、具体的に十三日の日に、警官まで導入し、百人の検察官を飛び込ませるために具体的な原因は、いまの説明では乏しいですね。

そこで、私らが本人から聞いたことが真実であるか、国税庁のあなたへの報告が真実であるかを今後調べるという前提で、私はちょっとお尋ねい

査察官百人を動員してやるということは、どう見

ても、朝鮮人が中心の金融機関だからという偏見以外の何ものもないと私は推察するのであります。こういう態度は職権の乱用と言わざして何と言えるか。これは長官が幾ら弁解しても、この参考人には、ただいまの六件ばかりの調査に協力した副支店長及びそこに立ち会った税務官吏を呼ぶなれば、真相は明らかだと思うのであります。したがって、長官のただいまの答弁は、東京国税局の報告は、眞実を語っていないと私は断定せざるをせんが、すべての書類を見せて。これは見せていいかないかは田村と竹村を長官が呼んで聞けばすぐわかるのですから、眞実はすぐつかめるはずですよ。さらに、十月に、渋谷の鄭さんの脱税問題だと称して調査に来られた。どういう書類とどういう書類を調べたいからということで、丁寧にリコピーマでとて書類で提出している。これも事実であるかどうかは、長官、聞けばすぐわかることがあります。本年の十一月に、第一勧業というところがやはり調査をされた。預金、貸し付け、一切の書類を組合では提出をしたのです。さらに、本年の十一月、神田の村井産業の調査に三人で来られた。そこで、いまちょうど本店が忙しい最中だから少し先へ延ばしてくれないかと言ったから、そこで、見たいものは見るからと言つて、手形貸し付けの台帳、そういう関係だけをその日は見て帰った。そして後日また来るということであつた。十一月十三日、麻布南山亭の問題で、清水という事務官が本店に行っているはずであります。これも調べればすぐわかるはずであります。

○泉政府委員 私も、同和信用組合のほうから、従来調査については、武藤委員は六件おあげになりましたが、七件について協力してもらえたというふうなことを言っておられるということを聞いております。しかし同時に、東京国税局の報告によりますと、今回査察調査の目的になりました被疑者については、従来からずっと協力してもらえないかったというふうなことを聞いておるのであります。したがつて、それらの点につきましては、事実問題でございますので、十分その事実を確かめてみたいと思います。

それから、私縁り返して申し上げましたよう

に、十三日の事件——昨日もいろいろ混亂しているような事実がある段階におきまして、ここでお答え申し上げるのは適当な日にもちではないというふうに申し上げておつたのであります。したがって、現段階では、私としましては、東京国税局の報告を正しいものと考えて申し上げるよりほかないわけであります。したがいまして、それが事実であるかどうかということにつきましては、おつしやるまでもなく、さらく十分調査いたしました上でお答えいたしたいと存じます。

○広沢(賀)委員 その調査の参考までに申し上げますが、あげてきた五名の人の中で、李五達さんはすでに東京国税局へ査察官の要求どおり提出しています。そういうリコピーやとか提出したものも全部、控えも全部そっちへいっているのですよ。東京国税局へ押収されているのです、証拠物件も。だから、何がどれだけこっち側の有利になる、こっちが不利になるといういろいろな材料も全部、控えも全部そっちへいっているのです。東京国税局へ押収されているのです、証拠物件も。だから、何がどれだけこっち側の有利になる、こっちが不利になるといういろいろな材料も全部、控えも全部そっちへいっているのです。こんなむちやなことはないでしょう。ちゃんと協力しているのです。それはメモを見て、手帳からメモをずっと營業部長が拾つて数え上げてここに出してきましたのであります。ですから、やはり東京国税局の下から言つてはいけないのです。これは現場でつくるのです。あとは、それを見て、手帳からメモをずっと營業部長が拾つて数え上げてここに出してきましたのであります。これは重大な問題なんです。特に重大な問題は、先ほど私が申し上げましたこの国税犯則取締法は例外規定を設けていないのです。これは現場でつくるのです。あたりまえでしょう。憲法のあれからずつとたどつたりません。これは現場でつくるのです。あとは、なぜかこうなるのでしょうか、これは旧憲法ですかね。それでもこれだけきちっとしてあるのです。

それで、てんまつ書というのは、これは立ち合いが必要だし——このてんまつ書をつくつたからあればけれども、しかしながらこのてんまつ書の趣旨というものは、これは質問を受けた者が署名捺印する。それでなければ、踏み込んだ者、

捜査した収税官吏その他はあとで自分の責任を問われるのです。あれがなくなつた、これがなくなつた、こうだつた、ああだつたということがなつた。こうだつた、ああだつたということがないよう、十一条が入つてゐるのです。おわかりになりました。これもくどくは申しませんが、この問題については、重要ですから、いまお答えにならなければ、私どものほうも全部これは厳密な解釈をします。そうして国税庁長官と合意の上で、今後ちゃんとした結論を得るか、それとも、あいまいだから国税犯則取締法を改正するか、それ以外にないと思ひます。長官はそれに合意しますか。今後この規定の解釈について、やはりこれはきちっとしなければダメですよ。えらいことが起きますよ。国税庁長官が知らない間にたといへんな人権じゅうりんが行なわれる。ですかね、それについてはきちっとした御答弁をお願いしたい。

○泉政府委員　国税犯則取締法については、学者の解説もいろいろございまして、その解釈はとくに明らかになつておると存じます。しかし、広沢委員の御意見でございますので、その解釈につきましてさらに明確にいたしたいと存じます。

なお、私、先ほど武藤委員にお答えするのを忘れておりましたが、本件同和信用組合に対しまず査察調査は、同和信用組合自身の脱税容疑ではございませんで、その取引あるいは預金者についての脱税容疑で強制捜査に踏み切らざるを得なかつたのであります。これはまことに遺憾なことですあります。これまで金融機関につきましては、査察調査であるという場合におきましては、たいてい協力していただけることになつておつたのであります。ですが、本件のようなことになりまして強制捜査をせざるを得ないという事態になりましたことは、たいへん残念なことに思つております。なお、私どもといたしましては、本件同和信用組合を査察調査いたしたといましても、これは、北朝鮮の人たちに対するいやがらせであるとか、あるいは何らかの政治的意図に基づくものであるかのごとく言われておりますが、そのようなことは毛頭ございません。

ざいません。重ねて申しますが、五名の被疑者についての取引並びに預金を調査しないと、その五名の脱税容疑を固めることができないということです、任意調査に協力方を求めていたのであります。任意調査に協力していただけませんので、強制調査に踏み切ったのであります。あくまでも脱税容疑のために調査したということであります。政治的意図なんかは毛頭ございませんことを御了承いただきたいのであります。

○広沢(質問員) もう何回繰り返してももとに水かけ論です。国税庁長官が何と言われても、その主導権はおまわりさん、機動隊員がとつておる。背中にチヨークでこうやつてやる。あれは公安がやることで、収税吏がチヨークをやりますか。そんな指導はしていないでしよう。そうすると、公安がやつて、主導権をとつてあれば回ったということは、写真が物語つておるのであります。したがって、今後、警察権力を使ってこういう強制捜査をなさる場合には、これは機動隊というものはどうもうなところがありますから、収税官吏の及ぶところでなしということになるとたいへんだから、やはり税務査察の場合には十分その点を統轄するなり何なりしなければ、これはたいへんなことになるのです。

それからもう一つは、国家賠償法というのがございます。国家賠償法は、御承知のとおり、公務員が職務執行に際し、故意または過失によつて違法に他人に損害を与えた場合ですね。當造物や何かに傷を生じた、損害を生じた場合、國または地方公共団体に対して損害賠償を求める法律です。そうすると、私は今後いろいろあれしますが、第七条第十条について十分これを検討しまして——ずいぶんいろいろなことをやられておる。たとえば大きなドアの金庫がある。銀行ですからそういう金庫がある。その金庫をごしごしこじあけて、それから今度は何かどちらぼうがやるよう音を聞

きながらやる人がおるらしい、その人がこうやつてあけて、それでもってこじあけた。それからロッカーは十一個かぎのついてるロッカーを全部引き出しをドリルとジャッキでぎゅうぎゅうやって、ぱしつとやつて使いものにならなくなつた。それから簡単な手動式計算機、あそこにあるのが動かなくなつた。それからシャッターをおろしてしまつて、それをこじあけたりおろしたりしたものだから、そのままもう使えないというような損害がずいぶんあるのです。それから写真で見ればわかりますが、二階から飛び込んできたから、いろいろと書類が散乱して、どうぐつでもつて伝票がみんな踏みにじられている。そういう問題を全部ひっくるめますと、今後——今度は仮定の場合です。収税官吏が国税犯則取締法に違反した行為でもつて、そういう越権行為でやつた場合には、はつきり決着がついた場合には、これは国家賠償法の適用になると思いますが、いかがですか。

てのきちつとした学者その他の意見を全部書類で今度持つてまいります。その上で、この問題については今後こういうことがないようにお互いにきちっとしたいと思うのです。これは政治目的がなくてあつたらなおさらだと思うのです。なおさら今後起きますよ。そうしたときに、銀行局長はたいへん血相變えておこらなければならぬと思うのです。こういうことがそちらじゅうの銀行でもって行なわれたら、これは経済界に混乱が起きますよ。だから、その点についてしかと今後調査して、それで行き過ぎがあつたらあつた、なければならないと明確な答弁をこの次用意していただきたいと思います。



昭和四十二年十二月二十一日印刷

昭和四十二年十二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局